

令和元年台風 19 号に伴い、令和元年 10 月 10 日～令和 2 年 3 月 30 日に更新期限が到来した建築士事務所のうち、災害救助法が適用された区域の建築士事務所は一律有効期限が延長され、更新後の登録年月日が令和 2 年 4 月 1 日となっております。

令和元年 10 月時点ですでに更新手続きが完了していた事務所についても延長が適用されていますが、更新通知書の登録年月日は延長前のまま発行されています。

更新手続きに際して、登録満了日の 2 か月以上前に更新手続きをされた場合、受付できない可能性がありますのでご注意ください。

災害救助法適用区域については別紙を参照してください。